

よしみまち地域商品券事業約款

(趣旨)

第1条 吉見町は、コロナ禍において電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響を受けている町民の生活を支援するとともに、地域経済の活性化を図るため、よしみまち地域商品券（以下「商品券」という。）事業を行う。

(事業主体)

第2条 事業の運営、管理及び商品券の発行は、吉見町が行う。

(商品券の内容)

第3条 商品券は、額面500円券とし、8枚で1冊とする。

(券面表示事項)

第4条 商品券に次の事項を記載する。

- (1) 発行主体及びその所在地
- (2) 使用可能な金額及びその期間
- (3) 釣銭対応
- (4) 盗難、紛失等の免責
- (5) 約款の存在
- (6) その他、表示が必要な事項

(交付対象者)

第5条 交付対象者は、令和5年7月1日基準日現在において、吉見町の住民基本台帳登録を有する者とする。

(交付限度額)

第6条 商品券の交付限度額は、1人あたり4,000円を限度とする。

(有効期限)

第7条 商品券の有効期限は、令和6年1月31日（水）までとする。

- 2 有効期限を経過した商品券は無効とする。
- 3 商品券の返金にはいかなる場合も対応しない。

(商品券使用可能事業所)

第8条 商品券は、町長が認めた商品券取扱登録店でのみ使用可能とする。

(商品券の用途の制限)

第9条 商品券は次の場合には使用できない。

- (1) 国や地方公共団体等に対する支払い（税金、水道料金等）
- (2) 電子マネーとの換金、有価証券、商品券、ビール券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものの購入
- (3) たばこの購入
- (4) 取扱登録店自らの事業上取引（商品仕入れ等）
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業への支払い
- (6) その他、町長が事業の趣旨に合致しないと判断したもの

(釣銭)

第10条 商品券取扱登録店は、商品券が使用された際、商品及びサービス等の対価が商品券額面に満たない場合、釣銭は払わないこととする。

(利用者の責務)

第11条 利用者が交付を受けた商品券の返品、現金との交換、譲渡及び販売はできないものとする。

- 2 利用者が交付を受けた商品券の盗難、紛失、滅失は、利用者の責任とする。
- 3 吉見町が行う調査へ協力をする。

(不正利用の損害)

第12条 偽造等の不正利用により本事業が損失を受けた場合は、町長は不正利用者に対し損害金の金額を請求できるものとする。

(その他)

第13条 商品券及びこの約款に定めるもののほか、よしみまち地域商品券事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この約款は、令和5年5月11日から施行する。